

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

**観点1-1-①： 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。**

##### 【観点到係る状況】

本学の教育研究上の目的は、教育理念（資料1-1-①-1）に基づき「群馬県立県民健康科学大学学則（平成16年群馬県規則第74号）」（以下、「学則」という。）において定められている。

また、本学の教育目的は、学校教育法第83条に掲げられた大学の目的および上記の教育研究上の目的に基づき、学部ごとに具体的に定めている。（資料1-1-①-2）

##### 資料1-1-①-1 教育理念

対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準のEBPの創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く。

※Web ページ掲載箇所：<http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy>

##### 資料1-1-①-2 大学及び学部の目的（「学則」より抜粋）

##### （目的）

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下、本学という。）は保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

##### （学部及び学科等）

第4条 本学に看護学部及び診療放射線学部を置く。

2 学部の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

（1）看護学部 群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持向上に貢献する方法を学ぶことを通して、人間と環境への興味関心を深め、豊かな人間性を培うとともに、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術並びに高い倫理的判断力に加え、看護専門職者としての自律的発達や看護学を探究できる基盤を身につけ、将来的には国内のみならず国際的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わることを目指す、社会貢献への使命感と意欲をもつ人材の育成を目的とする。

（2）診療放射線学部 対象が人間であるという観点から人間中心の新たな診療放射線学の学術的体系化と教育課程を再構築し展開することにより、従来の理工学と医学の融合からなる診療放射線学に加え、人間の尊厳や生命・医療・技術の倫理、チーム医療の機能と役割を学ぶものとし、多様な実務の遂行を可能にし、科学的根拠に裏付けられた論理的な思考及び柔軟な発想によって自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力をもって、国際社会及び地域社会へ貢献できる人材を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は大学一般に求められる目的から外れるものでなく、かつ、本学の基本理念を実現するものとなっている。

**観点1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。**

【観点到係る状況】

本学大学院の教育研究上の目的は、「群馬県立県民健康科学大学大学院学則(平成21年群馬県規則第39号)」(以下、「大学院学則」という。)において「資料1-1-②-1」のとおり定められており、研究科ごとの教育目的も同大学院学則において明確に定められている。

資料1-1-②-1 大学院の目的（「大学院学則」より抜粋）

（大学院設置の目的）

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、看護学・診療放射線学の理論及び応用の教授・研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学・診療放射線学の発展に寄与することを目的とする。

（研究科の設置等）

第4条 本学大学院に看護学研究科及び診療放射線学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

（1）看護学研究科 様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持及び向上への貢献に向けた科学的根拠に基づく看護の実践を究極の目的とし、革新され続ける看護学及び看護教育学の充実、発展及び次の革新に向けた研究を推進するとともに、これらの研究の成果を基にスタッフ・ディベロップメント（質の高い教育を展開できる看護職者の育成をいう。）及びファカルティ・ディベロップメント（質の高い教育研究を展開できる看護教員の育成をいう。）に向け継続的かつ自律的な学習を支援できる人材を育成する。

（2）診療放射線学研究科 地域保健医療において診療放射線学に関する指導的立場に立ち、多様な実務の遂行を可能にする能力、実践的な研究を行う能力及び問題解決能力を有する高度医療専門職者、診療放射線学の学問的体系化と放射線画像検査学及び放射線治療検査学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材並びに医療専門職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材を養成する。

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院一般にもとめられる目的から外れるものでなく、かつ、本学大学院の基本理念を実現するものとなっている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 目的の内容は、本学基本理念に基づいて医療従事者養成を実現するために必要かつ十分なものである。

【改善を要する点】

該当なし